

平成24年第3回定例会会議録（第2号）

平成24年9月11日

○出席議員（25名）

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	浜田博	君	副市長	友永哲男	君
副市長	阿南俊晴	君	教育長	寺岡悌二	君
水道企業管理者	亀山勇	君	総務部長	釜堀秀樹	君
企画部長	大野光章	君	建設部長	糸永好弘	君
生活環境部長	永井正之	君	福祉保健部長兼福祉事務所長	伊藤慶典	君
消防長	渡邊正信	君	教育次長	豊永健司	君
企画部参事	福田茂	君	政策推進課長	稲尾隆	君
財産活用課長	原田勲明	君	自治振興課参事	月輪利生	君
生涯学習課長	本田明彦	君	スポーツ健康課長	平野俊彦	君
児童家庭課長	安達勤彦	君	水道局管理課長	三枝清秀	君

水道局営業課長 速 水 孝 君 水道局工務課長 帆 足 淳 君

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	参事兼調査係長	宮 森 久 住
次長兼庶務係長	小 野 大 介	次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸
主 査	河 野 伸 久	主 査	溝 部 進 一
主 任	甲 斐 俊 平	主 任	波多野 博
主 任	池 上 明 子	主 事	山 本 佳代子
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第2号）

平成24年9月11日（火曜日）午前10時開議

第 1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（松川峰生君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 2 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手をお願いします。順次、発言を許可いたします。

○13 番（吉富英三郎君） 今回、私の質問いたします内容は、私が担当配置されております総務文教委員会の議案にかかるものがほとんどなのですが、自民党議員団を代表ということで、1 名だけの議案質疑をさせていただくということで、議運の委員長を通して議長のほうに御了解をいただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず議第 69 号、2 款総務費 6 目の財産管理費、事業コード 1109、資料ページは 19 ページ、この委託料についての説明をお願いいたします。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

今回の補正予算で計上しております庁舎施設整備に要する経費の追加額 685 万 2,000 円のうち、委託料 277 万 6,000 円の内容でございますが、昨年度、本庁舎長寿命化計画を作成するために本庁舎の建物及び設備関係につきまして、劣化度診断調査を実施し、中・長期的な施設保全計画を策定することで長寿命化と省エネルギー化を推進し、建物全生涯にかかるライフサイクルコストの削減を図るため、劣化度に応じて優先順位をつけ、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 カ年の整備計画を策定しております。

今回の委託料につきましては、平成 25 年度に計画している本庁舎行政棟の外壁及び屋根改修並びに防水工事の実設計委託料として 277 万 6,000 円を計上しております。

○13 番（吉富英三郎君） 建物を将来にわたって使っていくためにも外壁工事、劣化等による、雨水の浸入等で、コンクリート、鉄筋、鉄骨等に傷みが出ると、やはり問題があるということでの工事であるというのは理解できます。

ただ、せっかくこのような外壁の工事、委託設計を出すというのであれば、一般の家ならわかるのです、一般の家であれば。ところが、この市役所というのは、やはりホールがあって、中に壁があるわけですよ。簡単に言うと、中にも壁がたくさんあるということ。だから、この中の壁も本来ならばやはりよく調査をして、この工事等にも本来なら一緒に含めてするほうがよかったのではないかと、このように思っているわけです。

その理由として、これから先、今、一生懸命言われています南海沖地震のとき、外壁が壊れて落ちてくる、そして人に当たったりするとか、いろいろあって甚大な被害が出るということが考えられて、あわせてこの工事をするのだと思いますけれども、市役所の場合には外回りでの災害というよりは、特にグラウンドフロア、そして 1 階、この辺のところが一番一般の市民の方々がたくさん利用する、不特定多数の方がたくさん訪れる場所であるわけです。

この中をよく見てみますと、やはり大地震とか、もし外壁が壊れたときに市民に重大なる事態を招くというべきものが多いように思うのですけれども、その辺の認識はありますか。

○財産活用課長（原田勲明君） 内部の、内壁といいますか、その御質問なのですが、現在、庁舎は昭和 56 年の耐震基準を満たしている建物であります。基本的に震度 6 強にも耐えられるということで私どもは理解しておりますが、内壁については、今回、劣化度診断の対象にはなっておりませんが、議員さんの言われたことについては、十分認識をしているつもりでございます。

○13 番（吉富英三郎君） この市民ホールは、吹き抜けになっていまして、やはりもし大災害があった場合には上から落ちてくる。要するに普通の 2 階から落ちるよりも 3 階、4 階、

5階というような上から落ちてくるということは、落下速度、要するに重力、Gがかかってきますから、下にもし人間がいた場合は大変なことになるわけです。だから、やはりそういうことまで考えて、この内壁というものもよく考えていただきたい。特に、やはり市役所の場合はこの市民ホール、グランドフロア、そして1階、この辺の壁というのもよく見てもらいたいのです。

その壁でやはり一番思うのが、正面玄関は別府市の場合は、西側から入ってきたのが正面玄関になります。そして、吹き抜けが、エスカレーターをおりたりするときに、グランドフロアにおりるときに吹き抜けとして見えるわけですが、現在、市民課の右側、エスカレーターからおりていくと右側にレリーフがあります。本当、きれいで立派なレリーフですが、壁ですね、壁があるわけです。こういうのも大災害のときにはどうなるかわからないので、やはりしっかりと検査はしてもらいたいと思うのですが、この正面玄関から入って、あの立派なレリーフが、昔はきれいに見えて、市民も訪れる方も、すごいなという雰囲気があったのが、現在は電光パネルというのですか、別府市の全景のパネルがそのまま壁に、壁といいますか、昔は手すりのようにあった、間仕切りがあったところに張っているものですから、吹き抜けの意味が全くない。通して見るができないようになっております。ですから、せっかくのパネルで、別府市全景を写したものでいいものであるのは間違いないのですが、奥行きを遮るようなところにそのパネルを置く必要があるのか。飾るなら最初から壁に飾れば、奥行きは関係ないわけですから、せっかく吹き抜けにしてレリーフが見えるような市役所をつくって、その風景を壊すような配置の仕方は、やはりおかしいのではないかな。

ぜひ今度、内壁のほうを工事の関係で見るときには、このところもよく見ていただいて、しかもこのパネルももう随分古いもので、ちょっと今の別府市には合わないようなところがあると思います。ただ、そう言っても、お金をかけて立派な別府市の全景ですから、例えば観光協会側に入る市民ホールのところには、別府市の地獄のような感じのものを飾っていますけれども、あれとあわせて一緒に何とか飾るとか、もしくは別府駅なりにでも飾っていただけるなら飾ってもらおうとか、そういうふうなことをしていただきたいと思うのですが、内壁の工事をするときにもそういうふうなことも一緒にできるかどうか。それだけ、ちょっと教えてください。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

今、議員さんから御指摘がありましたように、1階の西側正面玄関から入りまして、真向かいに本市の全景のパネルを展示しております。これは平成10年度に設置をして、今の写真は平成13年度に更新をしているようです。今、1階正面玄関から入りますと、全景写真が視界をふさいでいる状況でありまして、レリーフのほうが見えないというのが現状でございます。議員さん御指摘のように、展示物、そのちょっと下側に立体模型もございしますが、いずれも展示物が古くなっております。また、タイムリーな情報提供ということで考えると、展示物の見直しを含めて1階ロビーの活用方法を再検討する時期に来ているのではないかとこのように考えております。

○13番（吉富英三郎君） ぜひ当初の目的に近いように頑張ってください、このように思います。

では、次に行きます。次が議第69号、2款総務費の17目諸費、積立金、そして20款の繰越金、15款予備費。これは、3つとも関連しておりますので、もうこれを3つとも一緒にちょっと質疑させていただきたい、このように思っております。

まず、この繰越金、そして積立金について、全体的な、あらましで結構ですから、説明のほうをよろしくお願いします。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

まず、繰越金について御説明申し上げます。平成23年度決算において、歳入歳出差引額から繰り越し財源を除いた実質収支は11億1,157万8,000円となりましたので、今回9億1,157万7,000円の追加補正をお願いしております。この実質収支は、前年度と比較して3億6,740万2,000円増加しております。また、積立金や取り崩し等の黒字要因、赤字要因を差し引いた、企業会計で言えば経常利益に相当する実質単年度収支は9億5,819万6,000円で、やはり前年度比で4億7,201万2,000円増加しております。

それから、基金でございます。財政調整基金についてですが、先ほど御説明した決算剰余金につきましては、地方財政法の規定によって2分の1以上を積み立てる必要があります、任意分と合わせ今回7億5,578万9,000円を追加計上しています。この結果、財政調整基金残高は、9月補正後の予算ベースで74億8,513万6,000円、減債基金と公共事業費基金を合わせた主要3基金残高は94億8,670万2,000円となります。

○13番（吉富英三郎君） 今、繰り越しの件、積立金へ回す金額等の説明がありました。地方自治法で言えば233条の2ですね、これに当てはまる中で決算剰余金は、翌年度の財源としなければならない。ただし、条例を定めて全部または一部を議会の議決をもって基金とすることができるというふうになっています。そして、地方財政法の第7条においては、決算剰余金の2分の1を下らない範囲で積み立て、または地方債の繰り上げ償還に使用する、このように地方自治法上、そして地方財政法上の中にこの基金というものがなっているわけです。

では、お伺いしますけれども、行政側としては、地方自治法で定めているこの233条の2と地方財政法に定めております7条、どちらが優位があるとお思いですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

地方自治法、それから地方財政法、趣旨としては同じものだと捉えております。また、上位法にあるのは地方自治法のほうではないかというふうに考えております。

○13番（吉富英三郎君） 法上で言えば、地方自治法のほうが上位法ということになり、本来の法律でかぶった場合には上位法をとるとするのが筋なのですが、ただ、この地方自治法上の233条の2に関しては、条文としては大変曖昧なところがあるのですね。ところが、地方財政法の第7条に関しては、これをもう完全に言い切っている。要するに、2分の1を下らない範囲で積立金に持っていきなさい、もしくは地方債の償還に充てなさいというふうに言っていますから、私が考えるのには、この地方財政法のほうを本来はとるべきであろう、このように思っております。

ですから、今回のこの金額でも「繰越金の2分の1を下らない」という言葉は、法律上で言うと、「もって上がり」、「もって下がり」という言葉がありますから、要するに2分の1以上は入れなさいよということで、今回の入れることには問題はないんです。ただし、持っていく金額が、私はどうしても納得のいかないものがあるのです。やはりその2分の1を下らないということで持っていくということになれば、本来の決算が、繰り越しの財源を引きますと、実質的には11億1,157万7,919円という金額になります。これは、これで間違いはないですか。まず、そこから。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

間違いございません。

○13番（吉富英三郎君） そうなりますと、地方財政法の7条で、必ずこうしなさいと言われている法律を優先するというふうに考えた場合は、2分の1を持っていけばいいわけですから、5億5,578万8,959円50銭ということですから、2分の1を下らないということになれば、コンマ50銭を上げて5億5,578万8,960円を入れれば、法律上クリアをしているということになるわけです。

今回のこの入れている金額をやはり見ますと、今回の補正では7億5,578万9,000円が

財政調整基金のほうにお金が振り替えられている。補正後は8億6,905万7,000円という金額になります。これから見ると、本来の2分の1からは3億1,000万以上も財政調整基金に余分に入れているというふうになるのですけれども、それで間違いはないですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

利子相当額、運用の果実がございますので、それを含めれば、今の数字で間違いございません。

○13番（吉富英三郎君） 本来の繰越金というか剰余金になりますと、純剰余金、先ほど課長のほうから話がありましたように、収入の決算入額から支出の支出済みの歳出額を引いて、さらに翌年度への繰り越しの財源充当額を引いた分というのが、先ほど課長が言った純剰余金になります。これとは別に、これに含まれるわけなのですけれども、歳計剰余金というのがあります。実際の自然収入増とか経費の節約、また不用額によって生ずる剰余金、この剰余金というのは、では、実際この11億からあった剰余金の中でどれぐらい入っていたのか。そこを教えてください。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

歳入歳出の差し引き、形式収支がございますけれども、繰越金・剰余金が発生した要因ということでお答えしてよろしいでしょうか。

今回、繰越剰余金が発生した主な要因でございますけれども、1つには、国の財政措置により地方交付税が前年度と比較して3億7,447万9,000円増加したほか、たばこ税の税制改正、それから法人税の伸びによって市税が1億6,138万4,000円増加しております。また、コンベンションビューローの解散時に寄附受納した有価証券の満期に伴う収入2億円や、それから前年度に交付不足となっていた生活保護費などの国・県負担金が約2億円、平成23年度で交付されたことなど、単年度限りの臨時的な収入があったことも大きな要因として上げられます。

一方、歳出面では、退職者数の減少により退職手当が3億5,562万4,000円減少したこと、それから生活保護費の伸びが1.4%と、昨年度の伸び6.6%を大幅に下回ったことも要因として考えられます。

その他、収入それから支出のほうの不用額等、これらの要因によって剰余金が発生したというふうに分析しております。

○13番（吉富英三郎君） たばこ税等を含めて1億6,000万円等の税の増収等もあったとか、3億円の交付税もあったとか、いろいろな話がありますが、やはりこの中をよく精査していくと、市民にとってのお金をどのように使うかということが、その計画性が全くないようにしか思えないんです。そこが今回の一番のやはり問題ではないかなと思っ

ているのです。（「問題だ。大問題だ。」と呼ぶ者あり）
本来、要するに人件費とか物件費、これは要するに消費的経費です。こういうのは、市民サービスには全く関係のないものになるわけです。ところが住民の、要するに生活の基盤を改善するとか産業の振興を図るといって投資的経費、これは健康にして明るい別府市、そして市民の生活を向上させていくという部分で使うべきお金なのですけれども、ここの辺に持っていくお金が、どうも私は計画的なものを考えてなくて使われていないような気がしてしょうがないんです。その辺のところをやっぱり市長、そして副市長兩名、3名の方どなたでも結構ですから、なぜ、財政調整基金にこれだけのお金を積み込んで、そして将来のためにこれをどうにか蓄えようとしているのでしょうかけれども、財政調整基金は使える目的は5つしかありません。ですから、そのことから考えると、財政調整基金に積み込んだ場合には、経済の発展にと何か何とかにかいようなものに使えるというのが、ちょっと難しくなるところがあるのですね。だから、その辺のところも含めて市長、そして副市長兩名はどのようにお考えなのか、その辺を教えてください。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

平成 23 年度の決算については、財政状況の改善ができたのではないかという報告ができるかというふうに思っております。国の状況を見ると、地方財政の育成については、一抹の不安を感じているのが現状でございます。財政運営の健全化を図りつつ、この長引く経済不況の中ではありますが、観光再生の取り組みのみならず防災、それから減災などの公共事業など、また経済対策等について私どもは実施する必要があるというふうに考えております。

今後につきましても、議会や経済界等の意見を聞きながら別府市経済の発展に寄与できるように私どもは努めてまいりたいというふうに今考えております。（発言する者あり）

○13 番（吉富英三郎君） 今の副市長の答弁、市民のために使わなければならないという答弁ではあるのですが、実際にしていることが全く違うではないか、そこがやはり問題なのだ。では、一体何を行政側は考えて市民サービスの向上に頑張ろうとしているのかというところが見えないというのが、やはり今の市民のちまたのいろいろな行政に対する法律に照らして 5 億 5,000 万は財政調整基金に入れなければならないことは十分わかります。しかし、残りのお金に関しては、やはりこの今の経済の悪い中、別府市経済の立て直し、そしてこれからの本格的な秋の観光シーズンに向けての取り組み、そういうものにやはり使っていくというのが本来の姿ではないかな、このように思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。（発言する者あり）

○政策推進課長（稲尾 隆君） まずは、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

積み立てた財政調整基金は、年度間の財源調整として単年度の収入で賄えない、そういった財政需要に使っていききたいと考えております。これから市税収入の増加も見通せませんが、扶助費が増大しております。また、公共施設についても、これから一斉に更新時期を迎えますので、多額の改修費が確実に見込まれております。大規模災害に備えた対策費も将来にわたって確保していかなければならないというふうに考えております。この 9 月補正においても、喫緊の課題である防災・減災対策のほか、公共施設の長寿命化の前倒しなど、通常補正とは別枠で約 2 億 1,000 万円を計上させていただきました。

今後も、今の御指摘を十分踏まえて、継続的かつ重点的に予算の配分を行っていききたいというふうに思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今の議員の御指摘、真摯に受けとめます。市民生活優先、そして住民の要求に応えるべく全力で頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

○13 番（吉富英三郎君） 市長がそういう答弁をしてくれると納得するかといえば、なかなかやはり今現在のこの予算を見たときに、それは納得できないというのが、我々議員の立場、市民から言われている答えなのです。だから、やっぱりそのところは、市長がここで答弁をするのであれば、そのとおりのやはり予算をつくってくれなければだめだということなのです。

平成 22 年 10 月 6 日に、第 7 回別府市総合計画審議会というのがありました。政策推進課は、財政調整基金の目標額という中で、当初予算案の 5%、約 20 億円が財政調整基金には必要である。これは、文を読んでいくと最低限の目標ということですから、20 億円の財政調整基金を積み込むというのは最低目標であるというのはわかります。平成 24 年 3 月 31 日現在のこの基金は、現在幾らになっているのですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） 平成 23 年度末の財政調整基金の状況でございますけれども、出納整理期間後の数字で申し上げたいと思えます。66 億 1,607 万 9,000 円となっております。

○13 番（吉富英三郎君） 一応、最低限 20 億はやはりお金としては持っておかないと心配

である、これは当然わかります。そして、この20億は運用の分であって、後、それから先その倍、40億ぐらいはやはり財政調整基金としては持っておかないと、突発的な問題等でお金を使うとかいうときもあるでしょうし、今回の国の方針というわけではないのですけれども、国庫の交付金が県までおりてこない、市のほうにおりてこないということで、やはり予算をつくるのにも大変だということは十分わかります。ですから、財政調整基金がそこにあるわけで、その積み込み額も別府市としては最低で20億は積み込んでおきたい。でも、今はもう60億以上ある。そういう中で、さらに市民生活の向上にお金を使うのではなくて、財政調整基金のほうにお金を積み込むというのがいかなものかということを行っているわけです。だから、やはりこのことは、なぜ積み込むかということ、裏を返せば市長ほか副市長、課長まで市の執行部、たくさんいらっしゃいますけれども、もうありきたりの仕事で、将来の別府とか今の別府をどうやって立て直そうかということを真剣に考えてないのではないかというふうにしかとれないのです。やはり、そこをしっかりと考えた予算というものをぜひつくってもらいたいのです。

市長が言うておりました。平成17年5月の市報から出たのかはわかりませんが、「春は別府、夏に別府、秋にも別府、冬こそ別府」。大変いいフレーズです。ぜひ、今回の9月議会においての補正予算では間に合わないかもしれませんが、「冬こそ別府」と言われるためにも、12月の補正にはしっかり観光、そして地域経済の立て直し、そういうものにやはり予算を使っていたきたい。そういう予算をつくっていたきたい。そのことを要望して、終わります。

○6番（穴井宏二君） では、通告に従いまして議案質疑をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、今回、一般会計補正予算でございます議第69号、19ページ、1109庁舎施設整備に要する経費の追加額といたしまして、685万2,000円が計上されております。まず、前段といたしまして、本庁舎の耐震強度、これは本当に大丈夫なのか、そういうこともございますけれども、この本庁舎の耐震強度、それから天井等の非構造部材の点検、これはよくちまたで言われておりますけれども、非構造部材の脱落対策をしてきたりしないか。そういう対策はきちんと行っているのか。これはどうでしょうか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本庁舎につきましては、昭和58年7月に着工し、昭和60年2月に完成をしており、昭和56年6月に施行されました新耐震基準をクリアしております。

また、天井の脱落対策であります。現在、国土交通省のほうで建築物における天井脱落対策試案ということで、これがパブリックコメントに出されております。今後、国において対策が出され、庁舎内に対象箇所があるか否かを判断して、耐震性の検証を行うことになろうかというふうに思います。

○6番（穴井宏二君） しっかり、この対象箇所を見ていただきたいなと思います。多数の市民の方が日ごろ訪れるこの本庁舎でございますので、たとえ震度7の地震があっても、一人たりともけが人を出さない、そういう決意で取り組んでもらいたいと思います。

そこで、今回の補正予算の中で委託料277万6,000円につきましては、平成25年度の本庁舎行政棟の外壁及び屋根の改修並びに防水工事の実施設計委託料だと先ほど答弁がございましたけれども、工事請負費407万6,000円の内容はどうなっていますでしょうか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

工事請負費407万6,000円の内容でございますが、省エネルギー化を推進するため、本庁舎5階大会議室の天井照明器具を、白熱照明からLED照明に改修する工事費として計上しております。今回の改修工事によりまして、庁舎内に設置しておりました白熱灯については、全てLED照明に変更されます。

○6番（穴井宏二君） 庁舎内の白熱照明を、全てLEDに更新するというごさいますけれども、白熱球につきましては、全部でどのくらい設置していたのか。また、今回の補正分を含めまして、白熱照明からLED照明にかえた場合、更新した場合の費用はどの程度であったのか。また、それによって得られる費用対効果の効果額、これについてはどのように把握しているのか、お願いしたいと思います。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

まず、庁舎内に設置をしておりました白熱照明の数でございますが、すでに更新をいたしました684個を含め総数で742個となっております。

次に、白熱照明からLEDに更新した費用であります。今回の補正分を合わせると約760万円となっております。

また、更新によって得られる効果額であります。これは年額で電気料の縮減額が75万4,000円程度になるものと私どもは試算しておりますので、約10年で投資した経費が回収できるものというふうを考えております。

○6番（穴井宏二君） 10年で回収できるというふうでございますけれども、いろんな新商品がたくさん出てきておりますので、しっかりそこら辺のところで把握しながらやってもらいたいと思います。

今後、省エネルギー化、これがどんどん推進されると思うのですが、蛍光灯のLED化を進めていることにつきましてはどうなっているのか。はっきりと視野に入れてされるのか。見通しはどうなっていますか。

○財産活用課長（原田勲明君） お答えをいたします。

本年度策定いたしました5カ年の整備計画でございますが、これにつきましては、建物及び設備の劣化度、また緊急性を加味したものでございます。蛍光灯のLED化につきましては、今後、省エネルギー化の推進のための調査・研究課題になるものと考えております。

○6番（穴井宏二君） ありがとうございます。

それと、庁舎の市民へのオープンというか、活用といいますか、ほかの市役所等に行きますと、4階、5階、そういうところに喫茶店、食堂、市民の方が気軽にできるそういうサロンみたいなところがございまして。別府市役所も1階に入って右側でございますけれども、なかなかちょっと目につきにくいというか、明確にはっきりと市民の方にそこが休憩する場所とかいうのが、なかなかわかりにくい点がございまして、正直私もほとんど入ったことがないのでございますけれども、よく大学生の方とか市民の方が時々利用しているみたいですが、やはり見る限りは空間が多いというか、椅子しか目に入らないというか、そういうふうになっております。ですから、市民の方が、あそこが休憩場所だというわかりやすい表示を、そういうふうな活用もぜひしてもらいたいと思います。また、上のほうもスペースがございまして、大分県庁もございまして、ぜひ見習っていただいで活用をお願いしたいと思います。

では、次の質問に入らせてもらいたいと思います。交通安全推進に要する経費ということで質問をさせていただきます。

議第69号、19ページ、1110のところでございます。交通安全推進に要する経費、交通安全標識等設置工事費におけるスポーツ健康課が計上する経費につきまして、まずその事業概要を説明してもらいたいと思います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

交通安全推進に要する経費におきましては、交通安全標識等設置工事費として150万円を計上しております。その事業概要であります。子どもの登下校時の安全確保を図るために、当初予算にて小・中学校8校の通学路の整備を実施いたしました。さらに、3校の通学路の整備を追加実施するための経費として計上しております。

○6番（穴井宏二君）内容はわかりました。そこで、3校とおっしゃいましたけれども、この3校分の整備内容はどうなっているのかお願いしたいと思います。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君）お答えいたします。

歩道を確保するための白線がございしますが、かなり多くがもう薄く消えかかっているところがあります。この白線である路側帯を上塗りすること、それから小学校1校に「文マーク」を2カ所新設するものでございます。

○6番（穴井宏二君）今、課長がおっしゃいました白線が消えかかっている、これは結構多いのですね。特に学校の近辺、白線が消えかかって、子どもが、どこら辺が境界になっているかというのがなかなかわかりにくいところがありまして、そういう声も聞いたりすることもございます。ぜひ、ここら辺をお願いしたいなと思います。

ところで、子どもたちの安全確保につきましては、やはりこれは最重要な課題であると思っておりますけれども、それにもかかわらず、校区によっては通学・通園、その時間帯でかなり狭い道路でスピードを出している車もよく見かけます。非常に危険な状況だなと思っておりますのでございますけれども、そこで、速度規制等の交通規制の実施などが必要になるのではないかなと思うところでございます。住民の方からも、非常に危ないので自分たちがボランティアで警備をしているとか、そういう声も聞かれます。そういうことを考えまして、スポーツ健康課の所管ではないと思っておりますけれども、警察等へのそういう規制につきまして働きかけを強くしてもらいたい、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君）お答えいたします。

これまでも通学路の改善要望にかかりましては、例えばある自治会のほうから、通学路における登校時間、速度規制をしてほしいですとか、それはどうだというような御要望があった際にも警察署へつなげてまいりました。速度規制にかかわらない要望等も数多く上がってくるわけですが、その際にも道路管理者、関係機関に依頼をまいりましたので、今後も引き続き子どもの安全・命を守るということを最優先に積極的に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○6番（穴井宏二君）先ほど、当初の答弁で交通安全推進の経費が150万円ということでもございました。ことしの夏からのニュース等で痛ましい事故がございましたけれども、別府市も非常にやはり例外としてではなくて、本当に子どもの安全を守ってほしいなと思いますし、特にその対策として150万円の予算、これは非常にやっぱり寂しいなという感じがいたします。もっともっと大胆な予算を組んでもらいたい、こういうふうな思うところでございますし、また、埼玉県川口市や福岡市におきましては、「ゾーン30」ということで、学校周辺の道路について30キロ以下の速度規制をかけている。そういうふうなところもございまして、出てきているようでもございますので、ぜひとも別府市においてもそういう「ゾーン30」という速度規制を設けていただくように、6月の議会では副市長からも、「市民の安全・安心に一層努める」、こういうふうな答弁もございましたけれども、ぜひその方向で強くお願いしたいと思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

○スポーツ健康課長（平野俊彦君）お答えいたします。

教育委員会といたしましても、5月30日付の文科省の依頼通知に「通学路の交通安全の確保について」ということがございますので、それに基づきまして学校、警察、道路管理者、関係機関と連携・共同して、今御指摘があったような「ゾーン30」ほか、なお一層働きかけをしてまいりたいと考えております。

○6番（穴井宏二君）ぜひ課長の陣頭指揮のもと、よろしくをお願いしたいと思います。

では、これは終わります、次のひとり親家庭の質問に入らせていただきたいと思います。議第69号、0302のところでもございます。

まず、このひとり親家庭、昨今だんだんとふえてきております。このひとり親家庭の医療助成に要する経費の追加額について説明をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

ことしの12月から県下一斉に実施されますひとり親家庭医療費助成金、この現物給付化に伴います関連経費を計上させていただいております。主な経費といたしましては、まず13節のシステム改修業務委託料350万円、そして20節のひとり親家庭医療扶助費の追加額564万7,000円でございます。このシステム改修は、現在の償還払い方式に対応しておりますシステム、これを受給資格者証の発行、あるいは現物給付化に対応するシステムに変更する必要がありますので、計上させていただいております。

そして、医療扶助費につきましては、現物給付化に伴いまして、医療機関等の受診機会、これがこれまで以上にふえることが予想されますので、見込まれる助成金の増加分、これを追加させていただいているものでございます。

○6番（穴井宏二君） この現物給付化は、長年の声があつたなと思います。この現物給付化につきましては、申請手続が省かれることや、また医療機関での支払いが一部軽減されるなど、受給者にとっては非常に利便性の高い制度、こういうふうになっております。そのほか考えられる中でどんなメリットがあるのか、そこら辺をちょっと示してもらいたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

現在のシステムは償還払い方式をとっておりますが、この場合ですと、どうしても医療機関でお金を払った後、市のほうに申請に出向いてその助成を受けなければいけません。今回の現物給付化では、それがまず省かれること。これは、先ほど議員御指摘のとおりだと思いますが、ただ、このシステムですと、どうしても仕事の都合上で申請に行くことができなかつたりとか、あるいは受診をしているのに申請をし忘れていたりとか、こういうことも出てくる場合がございます。それで、どうしても活用ができていない部分もございました。ただ、現物給付化になりますと、市に申請しなくてもよろしいということ、また特に病院で受診することで自動的に給付を受けることができる。これが何よりも大きなメリットだと考えております。

○6番（穴井宏二君） そういうふうなメリットがあります。本当にいいことだなと思いますけれども、別府市の中でひとり親世帯の状況について、だんだんふえてきていると思いますけれども、別府の状況はどうなっているのか教えてもらいたいと思います。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

ひとり親医療の対象となっております世帯数で答弁させていただきます。この平成24年の7月現在で母子世帯が1,383世帯、父子世帯が93世帯。それから、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが監護している、そういう場合などの養育世帯、これが6世帯となっております。合計で1,482世帯でございます。平成19年からこの5年間、大体1,400世帯から1,500世帯で推移しているという状況でございます。

○6番（穴井宏二君） 全国的には、このひとり親世帯がだんだんふえてきている。特に最近若い世代がふえてきている、こういうふうになつております。データの的にも国のデータでもそういうふうになつてきているようでございますので、しっかりフォローしてよろしくをお願いしたいと思います。

では、最後の質問に入らせていただきます。議第69号のコミュニティーセンターの管理運営に要する経費の追加額、それから、あわせまして議第86号和解及び損害賠償の額の決定について。これを上程することになった経緯についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長（本田明彦君） それでは、議案を上程するに至った経緯について御説明い

たします。

去る6月6日の水曜日に、教育委員会の所管施設であります別府市コミュニティーセンターの多目的ホールにおいて、劇団が公演中にシロアリが大量に発生いたしまして、ホール内を飛び回ったため公演が中止となりました。この劇団は、翌日7日の木曜日にも公演を予定しておりましたので、シロアリ駆除業者に調査を依頼いたしまして、発生場所と見られる部分に薬剤を注入して応急処置をいたしましたが、業者の説明によりますと、100%その応急処置を施してもとめることはできない、シロアリが発生する可能性がまだあるということでしたので、劇団は、7日の木曜日の公演も中止いたしました。

今回お願いをしておりますコミュニティーセンター管理運営に要する経費の追加額につきましては、発生したシロアリの駆除と防除の委託料、それから公演中止を余儀なくされた劇団の逸失利益等に対する損害賠償金でございます。

また、議第86号につきましては、劇団と損害賠償の額等について合意をし、仮の示談書を取り交わしましたので、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

- 6番(穴井宏二君) コミュニティーセンターは非常にいい建物で、私も10数年前使ったことがございまして、皆さんが非常に喜んでいただいて、あそこでステージを使ってさせてもらって、本当にいい思い出がございますし、非常に場所的にもいいですし、建物もすばらしいなと思いますけれども、こういうふうな大量のシロアリが発生した。ましてや劇団の公演が中止になった。その場にいたわけではありませんけれども、相当量のシロアリが出たのではないかなと思われまます。非常に公演の方もびっくりしたのではないかなと思われまますけれども、マスコミ等にも出ましたけれども、しっかり管理をお願いしたいなと思います。

そこで、コミュニティーセンターにおいて、これまでどんなシロアリ対策を行ってきたのか。それはどうなっていますでしょうか。

- 生涯学習課長(本田明彦君) お答えいたします。

コミュニティーセンターは、平成7年4月にオープンいたしまして17年が経過いたしました。直近では平成19年の6月に専門業者に浴室棟のシロアリ駆除と防除を委託いたしております。また、平成24年度の予算編成の中で指定管理者のほうから羽アリを見たといった報告がございましたので、当初予算でシロアリ駆除等の委託料を計上いたしておりますが、その予算を執行する前に今回の事故が発生した次第です。

- 6番(穴井宏二君) シロアリに対する今後の担当課としての対応、これについて伺いたいと思います。

- 生涯学習課長(本田明彦君) お答えいたします。

コミュニティーセンターのシロアリの駆除それから防除につきましては、これまでは多目的ホール、それから温泉棟といった各ブロックごとに対応してまいりましたが、今後は駆除・防除の徹底を図るために、敷地を含む施設全体を対象として計画的に実施をしてみたいと考えております。それから、他の生涯学習課所管の施設につきましては、事故の発生後、シロアリ対策の注意を喚起いたしております。今後は、このシロアリ対策を含めまして、適正な施設の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

- 6番(穴井宏二君) ぜひとも、万全な対策をお願いしたいと思います。

これから公共施設白書等が作成されますけれども、別府市全体の施設についてもシロアリ対策、これを、なかなか日ごろ目に見えないところで進んでいくことでございますので、徹底して行っていただきたい、こういうふうに思っております。

- 15番(平野文活君) 私は、議第75号水道事業決算について質疑をさせていただきます。

まず、平成23年度の収益的収支の内容についてお伺いします。平成23年度の純利益及

び減価償却費及び資産減耗費のそれぞれ、そしてその合計は幾らか、お答えください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成 23 年度の純利益につきましては、2 億 8,840 万 7,067 円となっております。また、減価償却費につきましては 6 億 8,008 万 6,459 円、資産減耗費につきましては 1,910 万 5,924 円となっており、合計 9 億 8,759 万 9,450 円となっております。

○15 番（平野文活君） この水道の水を売って利益を上げる。その利益が、施設や配水管などの工事費あるいは借金の返済、こういう事業費に充てられるということではありますが、大体平成 9 年度から大幅値上げされましたが、値上げ以降はほぼ毎年 10 億円の事業費が確保できている、収益が確保できている、こういう結果に平成 23 年度もなっております。その結果、どれだけの事業ができたかという第 4 条の決算、資本的収支の決算についてお伺いします。建設事業費、企業債の償還金は幾らか。そして、新たな借入金は幾らか。お答えください。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成 23 年度での施設拡張改良費につきましては 6 億 5,952 万 6,301 円、企業債償還金につきましては 2 億 7,242 万 9,450 円となっております。また、企業債収入につきましては 1 億円となっております。

○15 番（平野文活君） ということは、1 億円借金をして 9 億 3,000 万円の支払いができたという結果になっております。わずかな借金でこれだけの事業ができる、支払いができるということは、それだけの収入があるからできたわけでありまして。

借金の問題についてお伺いしますが、新規の借り入れは今 1 億円ですね。元金の支払いは幾らだったのでしょうか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成 23 年度での償還元金につきましては、2 億 7,242 万 9,450 円となっております。

○15 番（平野文活君） あわせて、自己資本金が幾らになっているのかお答え願いたいと思います。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成 23 年度決算での自己資本金につきましては、113 億 1,043 万 3,659 円となっております。

○15 番（平野文活君） ということはどういうことかという、1 億円の借金をして、2 億 7,000 万円以上返済した。それだけ借金は減るわけですね。その一方で、自己資本金は平成 13 年度 64 億円でした。それが、今言ったように 113 億円、プラス 49 億円ふえております。企業債、借金の残高は平成 13 年度 70 億円でした。それで、今回 52 億円まで減っております。自己資本金はふえ続け、借金残高は減り続けている。非常に経営状態がいいということをお伺いしております。

そこで、内部留保資金がどれくらいになっているか。昨年よりの比較についても、お伺いしたいと思います。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

平成 23 年度末時点の財源といたしましては、減価償却費など損益勘定留保資金 16 億 2,731 万 3,473 円、平成 23 年度の純利益のうち未処分利益剰余金処分額を含めました建設改良積立金 2 億 2,955 万 2,990 円となっております。あわせまして、平成 23 年度末の財源につきましては、18 億 5,686 万 6,463 円となっております。前年度の留保資金と比較いたしますと、2 億 7,000 万程度の増ということになっております。

○15 番（平野文活君） 私は、一貫して別府の水道はもうけ過ぎだということを言ってきたのですが、数字の上からも明らかではないかというふうに思います。内部留保は 2 億 7,000 万ふえて 18 億 5,600 万円にも達しております。

監査委員が意見書をつけておりますが、毎年毎年、大体経営についての評価は同じです。短期的にも長期的にも安定している、健全だ、こういう評価になっておりますが、率直に言うてもうけ過ぎだと私は思うのです。料金値下げを検討するということはできませんか。

○水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

水道料金の改定につきましては、平成 23 年度と 24 年度の水道料金収入につきまして、5,000 万程度の減収ということでございます。一方で、企業債の償還元金につきましては、平成 27 年度 3 億 4,000 万程度の企業債償還元金のピークを迎える状況となっております。また、水道施設の耐震化事業、また施設の更新事業等の財源も確保しなければならないという状況でございますので、現状の料金水準をできる限り維持する中で、安全・安心な水道水の確立に努めてまいりたいと思っております。

○15 番（平野文活君） 最後に言われた事業については、また後で触れたいと思うのですが、別府市民の状況がどうなっているか——水道に関して——ということをやっと続けてお伺いしたいのですけれども、給水戸数が公共給水とか船舶とか温泉とか、そういうのを除けば 6 万 3,475 戸に給水しているというふうに聞きました。そして、水道料金は月 8 トンまでが基本料金で、月額が 970 円、2 カ月に 1 回払いますから、1,940 円ということになっております。この基本料金が 8 トンというのは、どういう根拠で 8 トンなのかお伺いします。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

基本料金、基本水量は、各都市によって若干の違いはありますが、全国的には 8 立方メートル、10 立方メートルが主流でございます。その中で別府市においては、8 立方メートルを基本水量と設定させていただいております。この設定の仕方、これは一般的には 1 人 1 日当たり必要最低水量が約 70 リットルと試算されています。1 世帯当たりの家族構成を 3.5 人と計算いたしまして、1 カ月 30 日当たりの使用水量が約 8 立方メートルとなりますので、これを基本水量として設定させていただいております。

○15 番（平野文活君） 1 日 1 人当たり 70 リットルというのが適切な設定なのかどうか、ちょっと私もデータがなくてわかりませんが、平均世帯数というのは 3.5 人とおっしゃいましたが、実際の平均人数は幾らでしょう。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

普通給水の使用者は、一般家庭用の使用者の方と、また、そのほかにホテル、料飲業、会社事務所等も含まれていますので、一般家庭用の実際の平均人数は把握できていませんが、平成 9 年 4 月に料金改定をさせていただいたときの給水人口を世帯数で割った場合は 2.4 人程度でありましたが、平成 23 年度決算では 1.9 人程度となり、一般家庭用での 1 世帯当たりの給水人数は減少していると思っております。

○15 番（平野文活君） つまり、基本料金の設定の要件そのものが随分変わってきているということですね。その結果、どうなっているかということですが、基本料金以下、つまり月に 8 トン以下しか使わない世帯というのは幾らなのか。そのうちに 5 トン以下しか使わないという世帯は幾らか、お答えください。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

その月々によって各家庭の使用水量については若干の変動はありますが、平成 23 年度末での普通給水の世帯数は 6 万 3,475 世帯で、そのうち基本料金 8 トン以内の世帯数は 1 万 7,995 世帯で、基本料金内の構成比は 28.35%となっております。そのうち 5 立方メートル以下ということですが、その世帯数につきましては 8,895 世帯で、構成比につきましては 14.01%というふうになっています。

○15 番（平野文活君） 3 割近い世帯が基本料金以下しか実際は使っていない。また、その中身を見ても、その半分は 5 トン以下しか使っていないという実態があるわけです。

そこで、基本料金を5トンというふうに設定しているのは、県下では杵築、津久見、竹田の3市あるようであります。別府市も、そういう実態に合わせて基本料金の設定要件、3市並みにすれば5トンということになるわけですけれども、こういうふうなことも含めて検討して、基本料金の引き下げを検討したらどうかと思いますが、いかがですか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

基本料金の設定は、先ほどもお答えしましたが、全国的には8立方メートル、10立方メートルが主流でございます。ただ、平成9年4月1日より料金改定をさせていただいていますが、それからもう15年が経過しています。当時と生活様式も多様化し、給水人口も減少しているのが現状でございます。また一方では、核家族化等により給水世帯数は年々増加しているという傾向でございます。先ほども申しましたとおり、1世帯当たりの使用人数は減少しています。このような状況を踏まえまして、今後基本水量、基本料金の設定も含めて、水道料金全体の問題として検討していかなければならないというふうに思っていますので、今は現状で御理解していただきたいというふうに考えています。

○15番（平野文活君） 私は、全体の改定となると、さまざまな問題が出てくる、そういうのは置いておいて、とりあえずこの基本料金の部分だけでも直ちに改定すべきではないかというふうに思っております。

次に移ります。福祉減免についてお伺いしたい。

これは、重度の障がい者がいる世帯や65歳以上の単身者が要件になっておるわけですが、この目的は何かということ、まずお伺いしたいと思います。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

福祉還付制度につきましては、福祉施策の一環として、障がいのある方がいる御家庭やひとり暮らしのお年寄りの経済的負担を少しでも軽減するための、福祉を目的にして水道局で制度化して実施しているものでございます。

○15番（平野文活君） 福祉を目的にするということですが、この制度には所得制限はありませんね。しかしながら、低所得者であっても例えばお年寄り2人世帯だとか、そういうのは対象にならない。1人世帯なら幾ら所得があっても対象になる。2人世帯なら、幾ら所得が低くても対象にならないという、非常に不公平だ、こういう声が寄せられております。この改善、改革というか、検討したらどうかと思いますが、いかがでしょう。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

福祉還付制度につきましては、平成11年4月に導入をさせていただいています。平成16年4月には知的障がい、精神障がいの方がおられる世帯等について対象枠は拡大させていただいていますが、この制度の目的は、生活困窮者や多量使用者を対象にするものではなく、障がいのある方がいる御家庭やひとり暮らしのお年寄りの経済的負担を少しでも軽減する、福祉を目的に施行した制度でありますので、現行の対象者で御理解していただきたいというふうに考えています。

○15番（平野文活君） これには、毎年二千数百万円の経費がかかっております。本来、福祉施策だというのであれば、これは水道局が行うことではない、一般行政が行うことだと私は前々からそう主張してきました。水道局として、市長部局に対して一般会計からこの分は繰り入れてくれ、そして、この要件についても改善方を要望する、そういうつもりはありませんか。

○水道局営業課長（速水 孝君） お答えいたします。

いろいろな御指摘もあると存じています。以前にもお答えをさせていただいていますが、この福祉還付制度につきましては、水道局で制度化をしていますので、現時点では水道局で行わなければならないのではないかというふうに考えています。しかしながら、今後、水道料金全般の問題として研究をしていきたいというふうに考えていますので、御理解を

いただきたいというふうに思っています。

- 15番（平野文活君） なかなか、同じ答弁しか返ってこない。非常にがっかりしておりますが、気を取り直して次に進みます。

有収率の問題。水漏れが多い。配水管が老朽化しているということですね。今回、194万9,000ですから、195万トンの水漏れがあった。製造原価、これを掛けますと、2億8,688万円かけてつくった水が地下に漏れてしまってどこに行ったかわからん、こういう状況です。これはこれまでの答弁だと、大正6年に創業した別府市の水道、戦災も受けず老朽施設が多い、あるいは、温泉地で温泉配水管と並行しており傷みが早い、こういうようなことが理由として挙げられております。

そこで、改めて聞きますけれども、これも以前聞きましたね、40年以上経過した配水管というのはどれくらいあるか。142キロある。更新をするためには84億かかります。財政には限りがあるので、老朽化に伴う更新は、災害対策の施設耐震補強などに重点化したい。配水管の老朽化は、今やっている程度のお金しか使えませんという、そういう答弁でありまして、この水漏れが多い問題は、なかなか大幅な改善は今の方針だと見込めないというふうに思いますが、そこで改めて聞きたいのですけれども、耐震化率はどうなっているか。今度も南海トラフは、別府では震度5強以上が想定されているようですが、水道局が管理している導水管、送水管及び配水本管、それぞれの耐震化率についてお答え願いたいと思います。

- 水道局工務課長（帆足 淳君） お答えいたします。

管路には、用途別に導水管、送水管、配水管がございますが、それぞれ耐震化率といたしましては、平成23年度末決算では、導水管耐震化率は15.5%、それから送水管耐震化率は47.9%、配水管の耐震化率は13.9%となっております。

- 15番（平野文活君） 導水管は、もとのところですね。それが15.5%しか耐震、大きな地震に耐えられない。配水管に関しては13%しか耐えられないという状況。非常に危うい状況ではないかと思えます。阪神大震災のときに私もボランティアに駆けつけましたが、田舎から行くので、たくさんの野菜や何かを持っていったのですが、そんなのを配るよりは、とにかく水を配ってくれというので、いる間は水ばかり配っておりました。それほど水は大切であります。特に最近では、ただ飲み水とか料理とか、それだけではなくて、水洗トイレにほとんどがなっています。ですから、本当に水が出ないと困るのです。

そういう状況の中で災害も、必ずこれは起こる。そのときに耐震化率がこんな状況だ。という状況だけれども、水漏れも大変多いけれども、施設の耐震化に重点化するしかないというような状況ですね。必要な事業をしなければならぬ。しかし、その必要な事業の財源をだれが負担するのか、ここが最大の問題になっているわけです。

そこで、私もこの問題は繰り返し要望してまいりましたが、国が、総務省が繰り出し基準というのを持って、こういう事業をする事業費は水道料金に転嫁するということはふさわしくありませんよと。災害対策なんていうのは、そうなのです。そういうものをやる場合には一般会計から出してもらいなさい、そうすれば国のほうが地方交付税を通じて、全額ではありませんけれども、それぞれ措置しますという基準があるわけです。その基準に該当する事業をやっても、別府市当局はそんなお金は出せませんというふうに、ずっと言ってきたわけです。平成23年度ではこの該当する基準、事業があったのですか、なかったのですか。あったとすれば、要求したのか。そして、それは認められたのか。お答えください。

- 水道局管理課長（三枝清秀君） お答えいたします。

安全対策事業といたしまして、平成23年度の工事のうち、朝見浄水場既存施設更新事業のうち、朝見浄水場1系ろ過池操作室耐震補強事業1,419万750円が繰り出しの基準と

なっております。繰り出し額につきましては、その4分の1ということで354万7,000円となります。この協議につきましては、消火栓の関連費及び子ども手当の繰り出し関連費の協議の中であわせて協議を行っておりますが、平成23年度決算におきましては、子ども手当の部分と消火栓関連費の部分をお願いしたということでございます。

○15番（平野文活君） 認められていないということですね。私は議員になって10何年かになりますが、こういうものに該当する事業というのは、数十億円あったのではないかと、10数億はあったと私は思います。しかし、それは一切認められていない。全部今の市民の水道料金で賄う、こういう事業費を。しかし、際限なく値上げもできないし、事業費が足りないということに今なっている。なぜ一般会計からの繰り出し基準に基づく繰り入れができないのかとすると、これまでの市長の答弁は、水道会計への一般会計からの負担は、総合判断として優先順位は高くないという趣旨であったとお答えしていただいておりますが、今もその考えに変わりはないのですか。

○政策推進課長（稲尾 隆君） 総務省が示す地方公営企業に対する繰り出し基準では、一般会計からの繰り出しは、地方公営企業の実態に即して行うということになっておりますので、毎年水道局のほうと水道事業の経営状況、それから本市の財政状況を踏まえながら協議を行っているところであります。水道施設も重要な社会資本でありますけれども、市の公共施設のほうも、これから集中して更新の時期を迎えます。限られた財源を下水道それから橋梁、それらの公共施設に配分していかなければなりません。今、議員からお話があったように、緊急性等、優先順位づけを行って実施年度を調整していく必要があると考えております。

それから、水道事業のほうの会計についても、企業債の借り入れ状況、それから内部留保資金の状況を見る限り、経営としては安定しているのかなというふうに理解しております。今後も、公共施設全体の整合性、それから公費負担の必要性について引き続き水道局と協議をしていきたいというふうに思っております。

○15番（平野文活君） 南海トラフの大震災というのは、必ず起こるのです、時期はともかく。そういう中で先ほど耐震化率、お寒い状況ですよ。そして、本当にその災害が起こって水がとまったら、市民生活は本当に大変なパニックになります。そういう状況がわかりながら、優先順位は高くないという評価で、本来水道料金で賄うべきでない事業費まで水道料金で払っている。それでも経営は安定しているというわけですから、どれだけその高い負担を市民が強いられておるのかということをお話するわけですが、ここはあれではないですか、先ほど吉富議員も、公共投資問題をもっときちんとしたらどうかというあれもありましたが、財政も財政調整基金66億ということもありました。ずっと一貫してふえ続けていますよね。私が議員になったときには、18億でしたよ。それが66億になっていますね。ですから、やはりそういう災害対策ということはきちんとして、水漏れもなくすし、いざというときにも安心だ、そういう水道事業にしていきたいと思いますが、そういう先ほど課長が——市長——課長が答弁したような内容でいいのですか。あなたのお考えも同様だというふうに理解していいのでしょうか。最後にお伺いします。

○市長（浜田 博君） 課長が答弁した思いと全く同じです。ただ、総合的に判断する中で災害対策、このことを重要視するという面は、十分に指摘を真摯に受けとめたいと思います。

○15番（平野文活君） ということは、今、市長は、災害対策で十分にやると言ったけれども、そういうお金は水道には出しませんよということと同じというふうに理解していいのですね。

○市長（浜田 博君） 考え方として、政策推進課長が答弁した思いは同じであるという思いで、ただ、新たに今、災害対策、南海地震等々の問題が出ておりますから、全体的に災

害対策を重要視するという思いが、今入っているということを加えたわけです。

- 15番（平野文活君） 水道の災害対策とか老朽化に対することについては、別府市水道局が設置したのかな、経営審議会というのがありましたね。そこで提言が出された。その提言、何度も私は言うておりますけれども、経営審議会からは、公費の負担を見直さなさいと言っているのです。何を見直せと言っているのかというと、大正時代からの施設の更新事業をなぜ今の市民が全部負担しなければいカンのか。ちょっと、そういうことについては見直さなさい。あるいは、災害対策などということについて、全部今の市民が水道料金で負担しなければいカン。こういうことについても見直すべきだというふうに、あなた方が設置した審議会が提言しておる。そういうことも無視して、先ほど課長及び市長が答弁したように、水道に対する公費負担というのは優先順位が高くない。こういう災害、抽象的には遵守するけれども、実際にはお金は出しません。こういうふうな今、浜田市政の考え方だというふうに理解して、質問を終わります。
- 12番（猿渡久子君） 大変お疲れさまです。まず、一般会計補正予算の予算書19ページ、説明書9ページ、交通安全推進に要する経費150万円、これは先ほど中身については説明がありました。これを受けて質疑をしたいと思います。

交通安全、特に通学路の安全のために路側帯白線を引き直したりする経費だということで、大変大事な中身だと思います。通学路での交通事故が相次いだことを受けてこういう予算が上がっているということで、もちろん賛成です。しかしながら、大変大事な予算であり、中身であるからこそ、これは連携が非常に大きな問題だと思うのです。道路管理者である道路河川課との連携・協議、これが不足しているのです。十分ではないのです。できていないと言わなければならない。そういう状況でここに予算が上がってきているというのを、ちょっと指摘しなければならない問題なのです。

通学路の安全のために、やはり教育の専門家である教育委員会と道路の専門家である道路河川課、技術系の職員さんがたくさんいるわけですから、そういう専門家が知恵を出し合ってよいものをつくろう、より安全なものにしよう、そういう姿勢が要ると思うのです。そういうところが不足しているということを、私はどうしてもこの場で言わなければならないのです。

これは、6月の議会で副市長が答弁をしていますけれども、その副市長の答弁の中に出てきます文部科学省の「通学路の交通安全の確保の徹底についての依頼」という文書を、私は手元に今持っていますけれども、ここでも何が強調されているかということ、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働しという、連携や協働するということが大事だということが強調されています。やはりそういう連携が十分でなかった、されていなかったということについて、やはりチェックが甘いということも言えると思うのです。気づいていないわけです。だから、査定の段階でも、やっぱりチェックが甘いということも指摘しなければならないと思うのです。こういうことを見過ごして市民に迷惑をかけるというふうなことが起きては困りますので、やはりそのところの連携をしっかりとって適切な事務処理をして事務を進めてもらわなければならないというふうに思うのです。

私は、この具体的な箇所を教えてもらって現場を見に行きました。素人の目線ですがけれども、現場を見せてもらったときに、道幅が非常に狭い箇所もあって、路側帯の白線を引くのにこの道幅で大丈夫なのかなというふうに気になった箇所もありましたし、石垣小学校の近くの箇所は、小児科とか保育園がすぐ近くにあたりとかして、今、交差点マークというのを引いています、交差点に赤い四角いラインを引いて、交差点が目立つようにわかりやすいようにしている箇所がたくさんあります。そういう努力を今、あちこちでいろんな工夫をし努力をしていますけれども、その石垣小学校の近くの交差点は、ここは赤い交差点マークがあったほうがいいのかというふうにも思った箇所もあ

りました。あるいは、その白線を引き直すのにもう少し続きの部分、私がもらった地図ではここまでというふうになっているけれども、その続きの部分もまだ白線を引いたほうがいいのではないかなというふうに感じた箇所もありました。それは、単に私が感じただけなので、地域の皆さんや学校や道路河川課や、そういうところと今後よく協議して、やはり必要な箇所は、今後なるべく早い時期に改善できるように協議をしていただきたいというふうにも思います。その連携の問題等について、今後やっぱり教訓としてしっかり生かしてもらわなければならないと思いますが、どうですか。

○教育次長（豊永健司君） お答えいたします。

猿渡議員御指摘のことにつきましては、今後、このようなことのないよう十分関係課、関係機関と協議しながら事務執行してまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） この予算も本当に大事な予算で、交通事故に遭わないようにということで、京都市の交通事故の報道などで多くの人が心を痛めて、やはり学校からもたくさん要望が上がっている問題を、なるべく早く改善してもらいたいということで上がった予算ですので、予算が通ったら早く工事にかかれるように、しっかり連携をとって対応していただきたいと思います。

それと、やはりこれはほかの課についても言えることなのですが、これが予算を通ったら道路河川のほうに持って行って、実務は道路河川のほうでするわけですよね。そういうことは、ほかの課でもたくさんあります。この庁舎の改修の問題でもそれは建築住宅課がするのですか、そういう建設部のほうで実際の仕事は進めていくというふうになるわけですが、その依頼した後もやっぱりしっかり連携をとって、丸投げ、任せっきりでなくて、進捗状況を確認したり内容を確認したりということは、担当課がしっかりやっていく。連携をとって仕事を進めていく、市民の皆さんのためにしっかりいい仕事ができるように、早く改善できるようにしていくということは、どこの課にとっても言えることだと思いますので、その点ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

では、次の問題に移ります。予算書30ページ、一般会計です。説明書で言うと19ページに上がっていますが、防災士の養成事業補助金の追加額、これについてまず説明をお願いしたいと思います。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

各自治会の防災リーダーとして防災士を養成し、地域の防災力の向上を図るため、自治会の推薦を得て防災士の資格を取得しようとする者に補助金を支給する目的で、当初予算に50人分の補助金40万円を計上しておりましたが、昨年度まで市独自の防災士養成事業補助金であったものが、本年度より補助率2分の1の大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金の対象となり、それに合わせて市の補助対象経費を試験受験料と登録料としていたものに教本代も追加し変更したことで、県下統一で今年度は防災士の一層の充実を図ることとしたため、募集人員を新たに10人追加し60人としたことに伴う追加額20万円であります。

○12番（猿渡久子君） 防災士というのは、非常に今重要な役割を担っていると思います。ただ、聞きますのは、防災士の資格を取ってくれと言われて、行ってみたら、こんなに大変だとは思わなかったという声も聞くのです。本当に勉強しなければならないのがたくさんあって、レポートをたくさん出したりとかしなければならぬ、大変大事な役割になるかと思うのですけれども、その防災士の役割についてはどのように考えていますか。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

大災害が発生した場合、その被害の規模が大きいほど公的な支援がおくれるという現実に対応するために、消防、自衛隊などの公的機関が機能を発揮するまでの間、各自の家庭はもとより地域や職場において人々の生命や財産に関する被害が少しでも軽減されるよ

う、被災現場での実際に役に立つ行動を行うことが大きな役割となります。さらに、防災士は、各自の所属する地域や団体、企業の要請を受け、避難・救助・避難所の運営などに当たり、地域、自治体などの公的な組織やボランティアの人たちと協働して活動することも期待されております。防災士養成事業により、平成24年3月末現在、本市では99名の方が資格を取得しております。

- 12番（猿渡久子君） 今、答弁の中で地域や団体や企業の要請を受けてというふうなこともありましたけれども、この予算は、自治会から推薦があった防災士を養成するための補助金ということなのですね。ただ、県外などの場合には、企業として防災士を養成することに取り組んでいるところもあるというふうにも聞いています。例えば、別府なんかでもホテルに防災士がいたりすると、また市民の皆さん、観光客の皆さんに安全性をPRしたりすることにもつながるし、命を守る、安全を確保するというこのためにも大事なことかなというふうに思ったりもします。

それで、防災士の方々は、いざ災害があると、家庭をも犠牲にして、家族も犠牲にしてというか、我が家のことは後回しで、地域のために走り回らなければならないということだと思うのですけれども、やはりそういう防災士の皆さんの日ごろからの活動というのが大事になってくると思うのです。日ごろから啓発とかいろんな取り組みをしていくということが大事になっていくと思いますので、日常的な活動費というものがあれば、そういう常日ごろからの活動が活発になるということにつながっていくと思いますので、そういう活動費というものも大事ではないかと思うのですけれども、そういうことはできないでしょうか。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

防災士におかれましては、資格取得後、地域の自主防災会などと協働して防災訓練計画や減災の啓発などに努めていただきたいと考えております。そのため、防災士の方々が連携して活動する場としての自主防災会などに対しどのような支援が効果的なのかも含め、自主防災会で組織している別府市連合防災協議会と今後協議していきたいと考えております。

- 12番（猿渡久子君） では、続きまして、予算書30ページ、説明書では20ページになりますが、地震津波等被害防止対策に要する経費が上がっております。この内容についてまず説明をしてください。

- 自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

11節需用費の消耗品1,152万9,000円と18節備品購入費の災害用備品購入費1,208万8,000円につきましては、ともに、災害が発生後、救援・支援を受けるまでの間、避難所での避難生活を維持するために必要な非常用資機材などの充実を図るものであります。購入内容は、毛布、簡易トイレ、簡易トイレ用薬剤、トイレ用テント、間仕切りパネル、発電機、投光器、敷物、扇風機、ストーブなどであります。

また、13節委託料の津波避難ビル看板設置等委託料92万1,000円は、当初予算で48万3,000円を計上しておりましたが、さらなる津波避難ビルの指定を推進するため、追加予算を計上いたしました。現在、15棟の津波避難ビルを指定しており、今後も10数棟の津波避難ビルの指定を予定しております。

同じく委託料のハザードマップ等作成委託料916万7,000円は、国が公表した南海トラフの海溝型地震の想定通知をもとに、県が別府湾一日出生断層帯による地震、周防灘断層帯による地震も含めた津波浸水予測調査を行い、そのデータが11月ごろに市町村に提供される予定になっておりますので、そのデータを活用し、津波の浸水予定区域や避難場所、避難方向などの情報を掲載した津波ハザードマップを作成する予定であります。

- 12番（猿渡久子君） 避難所の備蓄の充実というの、大変大事な問題です。私は以前に、

中越地震のときに新潟に支援に行きまして、そのときに山間部に物資を運んだりするお手伝いをした経験がありまして、その経験から山間部の集会所などの避難所の備蓄について、以前の議会でも求めて若干の備蓄をしていただいた経緯があります。だから、津波とかではなくて、山間部の場合は台風だとか地震だとかという避難、災害の場合に対しての問題ですけれども、その山間部はやはり孤立をすることが考えられます。ですから、山間部の集会所などの備蓄というのも大事だと思うのですけれども、現在どのような備蓄があるのか、今後充実する考えはないのか、お聞かせください。

○自治振興課参事（月輪利生君） お答えいたします。

備蓄物資は、山間部では内成公民館、古賀原公民館、御岳公民館、椿公民館、枝郷公民館、山の口公民館、城島公民館、天間公民館の8カ所に保管しております。保管物資の内容は、現在、毛布と乾パンであります。

現在、議員御指摘の、今後充実する考えはあるかということですが、公民館に保管するスペースにもよりますが、施設管理者と協議し、備蓄物資品目の充実を図ってまいりたいと考えております。

○12番（猿渡久子君） 今、特に山間部はそうかと思えますけれども、高齢化が進んでいまして、災害のときの対応、どうやって避難したらいいのかというふうなことを非常に心配される声も聞かれます。ですから、やはり山間部のそういう備蓄というのも大変大事になってきますし、一時避難所的なものをふやしていくということも大事だなというふうに感じておりますので、今後ともぜひ充実をさせていってほしいというふうに思います。よろしくをお願いします。

では、次の問題に移ります。

ひとり親家庭の医療費助成に要する経費の追加額、一般会計補正予算にも上がっておりますし、議第78号で条例改正案も上がっています。この問題についても、先ほど若干の説明がありました。現物給付をするということについての説明があったのですけれども、これは現物給付になる、立てかえ払いが必要なくなるということに加えて、一部自己負担金、今まで無料、親も子も無料ですけれども、一部負担金が導入される内容になっていると思っておりますが、その内容について、また導入する理由について説明をしてください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

この一部自己負担金は、事業の持続、そして受益者負担の観点から、また増加し続ける医療費への歯どめ策として導入されるものでございます。

一部自己負担金の内容でございますけれども、ひとり親家庭の親が医療機関等を使用した際に負担していただくこととなりますけれども、通院、入院ともに1日500円となっております。上限が、通院で月4回で2,000円、入院が月14日で7,000円となっております。なお、児童につきましては、健康保持、そして子育て施策という観点から、従来どおり無料という形にさせていただいております。

○12番（猿渡久子君） 私たちは、立てかえ払いが必要ない現物給付にするということを長年一貫して求めてきまして、国や県に対しても働きかけをずっとやってきました。ですから、現物給付化については前進で、評価をするものです。しかし、それとあわせて500円負担を導入するというについては反対です。私たちは7月でしたか、夏に県と交渉する機会がありまして、そのときに現物給付化に向けての協議をしているということは聞いたのですけれども、後で500円負担ということがわかりまして、やはり1日500円といっても、入院したら1カ月最高7,000円です。そういう負担というのは、ひとり親家庭にとっては非常に大きいと思うのです。

昨年の9月議会で、その時点で県からのアンケートが来ていました。その県からのアンケートに対して親にもアンケートを求めているし、市町村にもアンケートを求めています。

た。そのアンケートに別府市からどういう回答をしているのですかということ、私が昨年9月の議会で聞いたときに、自己負担を設けることは考えていないという回答をしたという答弁がありました。だから、私は、別府市の方針としては自己負担を求めないという方針だというふうに理解しているのですけれども、その方針が変わったのか。矛盾していると思うのです。無料を継続するというのが、別府市の方針だと思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

子ども医療におきましては、県より、一部自己負担金を取ることで指導されまして、県補助金は自己負担金を差し引いて算出交付されておりますけれども、別府市におきましては、単独助成をすることで、自己負担金を徴収しておりません。

昨年、ひとり親医療に関します県が実施したアンケートでは、子どもの医療費にも一部自己負担金を設ける設定になっておりました。別府市といたしましては、子育て支援の観点から、子どもから自己負担金を徴収することは、子ども医療との整合性が保てないということで反対したものでございます。

保護者に対する一部自己負担金の導入につきましては、扶助費全体の抑制のためにも、現時点ではいたし方がないのかなというふうに考えているところです。

○12番（猿渡久子君） 今のは、言いわけだと思うのです。去年の9月の議事録がここにありますけれども、これを読むと、子どもは無料だけれども親は有料でいいというふうには受け取れないですよ。やはりこの経過が、県が、各市町村が歩調を合わせていこうというふうに指導したのではないのですか。そういうふうな流れがあったのではないかというふうに思うのです。

そういうふうなことがあったので、私たちは、8月24日に県に要望書を出しました。県下の共産党の議員らで、堤栄三県議会議員と一緒に県知事宛てに要望書を出しました。その内容は、1つ目が、自己負担の導入を行わないこと、県として自己負担の導入を行わないこと。2つ目に、市町村が独自に助成を実施する場合、独自で無料でいこうというような場合には、県としても推奨すること。この2点を要望しました。話し合ったのですけれども、県の部長も対応しましたが、部長が、やはり自己負担の導入はやむを得ないという態度でした。その点についても、子育て満足度日本一を大分県は目指すと言っているでしょう、それなら、ほかの県に率先して無料でやるべきではないですかということをおも主張したのですけれども、そこは態度がどうしても変わらないのですね。

それで、せめて市町村が独自で助成する場合には、それは県が口を出すことではないでしょうということについて強く求めたわけです。それに対しては、県の部長がこう言いました。そもそも市町村事業で、県としては市町村の判断を尊重する。市町村に対しては指導する立場ではない。やってはならないなど言えるはずがない。市町村独自の判断というのは当たり前のことだということをおも言いましたので、それを文書で市町村に連絡してください、すぐ連絡してくださいと言いました。その通知が来ているはずですよ。ですから、やはり独自ででも無料でやってもらいたいと思うのです。

といいますのが、この制度は、ひとり親家庭みんなが受けられる助成制度ではないですね。所得制限があります。低所得者を対象とした制度です。どのような所得制限があるのか、答弁してください。

○児童家庭課長（安達勤彦君） お答えいたします。

実際の扶養人数によって、その所得制限額が変わりますけれども、例えばお二人のお子さんを扶養している場合、所得限度額は268万円、このようになっております。

○12番（猿渡久子君） もともと所得制限があり、安定した収入のあるひとり親家庭には出ない制度なのです。一昨年、平成22年の9月議会で当時の藤内部長が答弁してありますけ

れども、とりわけひとり親家庭の医療費助成の受給者は生活困窮者が多い、そのことは十分自分たちも認識していると、このときに非常に気持ちを込めて藤内部長が答弁したのをよく覚えています。

県のアンケートでも、県のアンケートの資料を課長も持っていますよね。その集計した資料を私も持っていますが、このアンケートの結果では、この助成制度を受けている世帯の4割が臨時やパートなどの不安定な雇用なのです。年収200万円以下の世帯が71.6%、300万円以下の世帯は92%なのです。私たちが話し合ったときにも県の部長が言いました、圧倒的に低所得者が多いと。これが事実なのです。こういう4割が臨時やパートという不安定な雇用のひとり親家庭ですよ。そういう母子家庭でお母さんが病気になった、お母さんが入院した。そうしたら首になる可能性だって大いにあるではないですか。職を失ってしまう危険性だって大いにあるわけです。そこまで行かなくたって、休んだ分の収入が減るということはあります。そういう中で入院したら1人1日500円、通院しても1日500円と言いますが、今、入院したら食事代とかいろいろな雑費とかだつてそれに加えてかかってきます。ですから、そういう中でやはり自己負担導入というのは、私はするべきではないと思うのです。ひとり親家庭の母子家庭のお母さんにも私は意見を聞きましたけれども、その方は、市の財政も今は大変でしょうと心配していましたけれども、でも、やっぱりぎりぎりの生活だという声も聞いています。

一部負担金を導入しないことを検討している自治体もあります。県下の中で3つほどあるというふうに聞いていますので、今回の議案や予算に私たちは反対するものではありませんけれども、今後、ぜひ無料化に向けて検討していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

昨年のアンケートの段階、答弁させていただいたのは、私のほうで答弁させていただきましたので、ちょっと内容について確認を、補足でちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

このひとり親制度につきましては、導入は当然必要ということで、これまでも市のほうとしても全国市長会等を通じてお願いしてきたところです。ただし、導入することによってのマイナス要因というのが2つほどありました。1つが、国民健康保険の財政調整交付金、これが減額されるということ、それからもう1つが、県のほうで自己負担金を取らなければ、これはもう市の単費でやってくださいよというふうな部分が残ることがありました。昨年のアンケートの段階で、当然子どもさんについては、子ども医療の状況からして自己負担は取れないということで判断をしておりましたけれども、親の部分については、このようなペナルティーが残っている状況の中で制度を進める現状で今は行かないと悪いということですので、その部分についてはいたし方ないというふうな形で、今回計画をさせていただいた状況であります。

県内どこも今、補正の関係で議会に上程されている状況で、決定しているところはまだありませんけれども、一部自己負担を取らないというふうなところもありますので、今後、全体的な流れを見ながら別府市のほうとしても判断していきたいというふうには思っております。

○12番（猿渡久子君） 今後に向けても若干の答弁がありましたけれども、今、部長が言われた財政調整交付金の減額、現物給付に県や市がしたら、国が、厚生労働省が、国民健康保険に対する国の負担を削ってくるという、本当におかしなことをやっています。私は、何回もこの場でも言っていますが、これはそもそも国がやるべき制度だと思うのです。子どもの医療費助成制度にしても、障がい者やひとり親の医療費助成制度にしても、国がやるべき制度でしょうと。しかし、国がやっていないから、今、県と市が2分の1ず

つ負担して、全国 47 都道府県で全ての助成制度がありますけれども、実施しています。

私たちは、こういうことも厚労省の見解を聞きたいと思ひまして、8月29、30日に上京しまして、各省庁と色々な説明を受けたりするわけですけれども、厚生労働省とも会いました。そのときに今私が言ったようなことを訴えました。おかしいでしょう、国がやるべきでしょうというのだけれども、どうしても国としてやるとは言わないのです。むしろ地方の独自でやっているのでしょう、地域性でやっているのでしょうというようなことを厚労省が言うから、もう本当にひどいなと思ひてみんなで反論したのですけれども、やはり減額措置、その減額措置をなくしてもらいたいということも繰り返し私たちは言ってきたのです。そうしたら、ことしの回答は、初めてこう言いました、中・長期的課題としたいと。中・長期的という言葉がつきますけれども、(発言する者あり) いや、これ、減額措置をされるから難しいと言っているのですよ。これは議案の中身です。撤廃しないというふうに今まで言ってきたものが、中・長期的課題というふうに撤廃について言い出したので、やはりこれは私たちとしても国にさらに求めていきますけれども、市としても、市や県としてもさらにその働きかけを強めてもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○福祉保健部長兼福祉事務所長(伊藤慶典君) お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、今後、推移を見ながら、できるだけ負担、ひとり親家庭の皆さんに負担が集中しないような形で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長(松川峰生君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

次の本会議は、明日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 58 分 散会